

刈谷市猫よけ器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の糞尿等による生活環境に係る被害を防止するために設置する猫よけ器（センサーにより猫等を検知し、超音波を発生させる器具をいう。以下同じ。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、現に居住している者とする。

(貸出期間)

第3条 猫よけ器の貸出期間は、2週間以内とする。

(貸出台数等)

第4条 猫よけ器の貸出台数は、1回につき1台とする。

2 猫よけ器の貸出しは、同一の世帯について1年度につき1回までとする。

(貸出しの申込み等)

第5条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、運転免許証その他の本人確認ができる書類を提示するとともに猫よけ器貸出申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書を受理した場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、猫よけ器の貸出しを行うものとする。

(1) 故障その他の事由により猫よけ器の貸出しができないとき。

(2) その他市長が猫よけ器の貸出しについて適当でないとき。

(貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出料は、無料とする。ただし、猫よけ器の使用に係る費用については、猫よけ器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(借受者の責任)

第7条 貸出期間中の猫よけ器の維持管理は、借受者の責任において行わなければならない。

2 借受者は、猫よけ器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原状に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第8条 市長は、猫よけ器の使用に起因する事故等により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害に対して、その責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 居住する住居の敷地（共同住宅にあつては、専有部分又は専用使用権を有する部分）内に猫よけ器を設置すること。
- (2) 猫よけ器を猫よけの目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 猫よけ器を清掃の上、申込書に記載した貸出期間内に返却すること。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(報告)

第10条 市長は、借受者に対し猫よけ器の効果等について報告を求めることができる。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、猫よけ器の貸出しを中止し、借受者から猫よけ器を返還させることができる。

- (1) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 設置場所周辺的生活環境に係る影響を考慮して特に必要があるとき。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。